

第 8 回合併協議会協議事項

協議案第 1 8 号	新市建設計画（素案）について（継続協議） -----	P	1
協議案第 2 0 号	使用料、手数料等の取扱いについて（継続協議） --	P	2
協議案第 2 1 号	補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議） --	P	3
協議案第 3 0 号	合併の期日について -----	P	4
協議案第 3 1 号	公共的団体等の取扱いについて -----	P	5
協議案第 3 2 号	介護保険事業の取扱いについて -----	P	6
協議案第 3 3 号	行政区の取扱いについて -----	P	7
協議案第 3 4 号	商工・観光事業の取扱いについて -----	P	8
協議案第 3 5 号	小、中学校の通学区の取扱いについて -----	P	9

協議案第 18 号

新市建設計画（素案）について（継続協議）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項に規定する新市建設計画（素案）を次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

新市建設計画（素案）について

新市建設計画（素案）は、別紙のとおりとする。

使用料、手数料等の取扱いについて（継続協議）

使用料、手数料等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

使用料、手数料等の取扱い

1. 各市町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
2. 各市町で差異のある各種施設の使用料については、施設の内容及び建設年度が異なること等から、当分の間、原則として現行のとおりとする。その他の使用料については、原則として統一に向け調整を図るものとする。
3. 各市町で差異のある手数料については、住民負担に配慮しつつ、負担の公平の原則により合併時に統一する。

補助金、交付金等の取扱いについて（継続協議）

補助金、交付金等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次の方針を基本に調整する。

1. 各市町同一または同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
2. 各市町独自の補助金、交付金等については、制度の経緯や地域事情、従来からの実績を踏まえ、市域全体の均衡を保つよう調整する。

合併の期日について

合併の期日を次のとおりとすることについて、再協議を求める。

平成16年8月24日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

合併の期日について

合併の期日は、平成17年6月20日とする。

【第2回合併協議会（平成16年4月9日）確認内容】

合併特例法の特例措置期限である平成17年3月31日までの合併を目指す。
ただし、法律が改正された場合は、改めて協議する。

協議案第 31 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成 16 年 8 月 24 日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。

1. 共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
2. 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
3. 独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。

協議案第 3 2 号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成 1 6 年 8 月 2 4 日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

介護保険事業の取扱い

1. 介護保険認定審査会については、合併時に大館市に統合する。
2. 第 1 号被保険者の保険料率については、平成 1 7 年度まで現行のとおりとし、平成 1 8 年度から統一する。
3. 第 1 号被保険者の納期については、合併時に大館市の納期に統一する。
4. 介護保険事業計画運営委員会については、合併時に大館市の制度に統合する。
5. 介護保険事業計画については、平成 1 7 年度まで現行のとおりとし、平成 1 8 年度から統一する。
6. 介護保険料の減免については、平成 1 7 年度まで現行のとおりとし、平成 1 8 年度から制度を再編する。
7. 介護保険利用者負担金の減免については、合併時に大館市の制度に統一する。
8. 介護保険要介護認定訪問調査については、合併時に大館市の制度に統一する。

協議案第 33 号

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月24日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

行政区の取扱い

1. 行政区については、現行のとおりとする。
2. 行政協力員については、現行の行政町内会単位を基本とし、合併時に大館市の制度に統一する。

商工・観光事業の取扱いについて

商工・観光事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月24日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

商工・観光事業の取扱い

1. 空店舗対策補助事業については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、合併前に比内町において実施済の商店街等活性化事業については、現行の取扱いを継続する。
2. 中小企業事業資金融資あっせん制度については、合併時に大館市の制度に統一する。
3. 中小企業融資あっせん資金保証料補給制度については、合併時に大館市の制度に統一する。
4. 工業団地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
5. 工場等設置促進条例による奨励措置については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、合併前に指定した企業への優遇措置については、現行の取扱いを継続する。
6. 観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
7. 観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議案第 35 号

小、中学校の通学区の取扱いについて

小、中学校の通学区の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月24日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

小、中学校の通学区の取扱い

小、中学校の通学区域については、現行のとおりとし、地域要望等により、必要に応じて新市において調整する。